

蓮田中央小学校 いじめ防止基本方針 令和6年4月改訂

学校教育目標 よく考える子 心の豊かな子 じょうぶな子

【めざす学校像】 子供の笑顔輝く未来のために、教職員が創意工夫し、家庭・地域と協働する元気な学校

いじめ防止の具体的取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

① 生徒指導研修会の実施

研修を通して、全職員のいじめに対する危機意識や認識を高め、いじめを許さない雰囲気・体制をつくる。

② 中央小なかよし宣言

いじめに対する児童の意識の向上を図り、児童集会で「中央小なかよし宣言」を、全校児童で読み上げる。個人の「なかよし宣言」を作成し、掲示する。

③ 情報モラル教育の充実

ネットいじめに対する意識を高め、ネットいじめやネット犯罪を防ぐために、道徳・学活等において、おもにICT機器を利用した情報モラルに関する授業を実施する。

④ 人権教育の充実

人権作文や人権標語の取組を通して、人権意識を高める。

⑤ 児童集会

友だちへの適切な言葉遣い等、いじめに繋がりそうな問題について、ロールプレイ等を活用することにより、全校児童に考えさせる。

⑥ 道徳教育の推進

ICT機器の道徳資料、「彩の国の道徳」の活用

早期発見に向けての具体的取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ等、いじめの実態把握に全力で取り組む。

① 全職員による情報共有

職員会議、生徒指導委員会等を積極的に活用し、全職員が情報を共有できる体制づくり。

② 友だちアンケートの実施

毎月の友だちアンケートでの情報収集

③ いじめチェックリストの活用

担任・保護者によるチェックリストの活用

いじめに対する基本的対応

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「いじめ問題対策委員会」を中核として速やかに対応する。
- 被害児童を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で接し、再発防止に向けて適切に指導する。
- 児童への対応として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に連絡する。

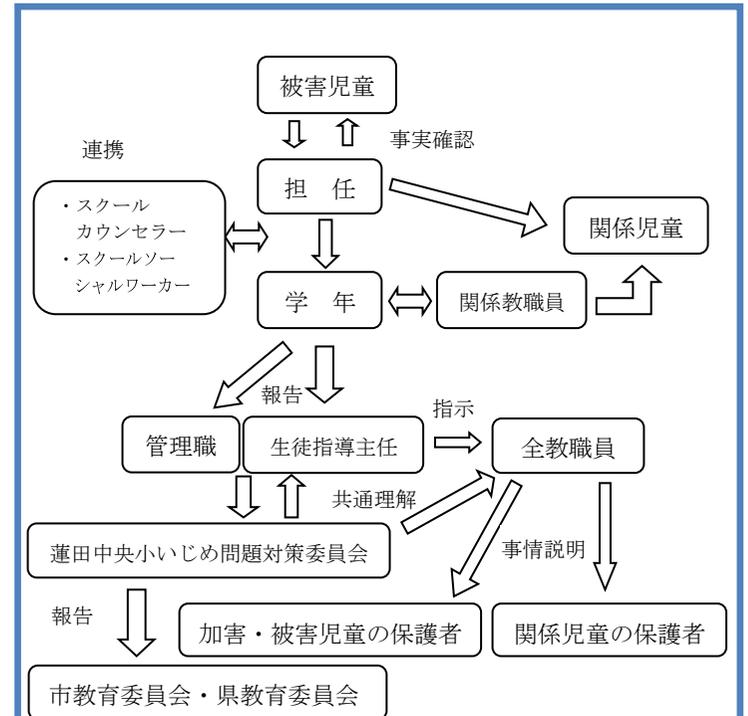
重大事態の対処

いじめを受けた児童が以下のような状況にいたった場合、市教育委員会に報告し、市教育委員会と連携して調査を行う。

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあった場合

いじめの定義 「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

いじめ発生時の対応組織図



蓮田中央小いじめ問題対策委員会

- ・ 事実関係から、いじめの実態について判断をする。
- ・ いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・ できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全職員で対応できるような詳細な役割分担を行う。
- ・ 保護者への説明方法、説明内容も具体的に検討する。